

衆議院 財務金融委員會 會議録 第十一号

令和二年四月十日(金曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 田中 良生君

理事 あかま二郎君

理事 うへの賢一郎君

理事 藤丸 敏君

理事 古本伸一郎君

理事 秋本 真利君

理事 井上 貴博君

理事 今枝宗一郎君

理事 門山 宏哲君

理事 小泉 龍司君

理事 鈴木 隼人君

理事 高木 啓君

理事 辻 清人君

理事 古川 禎久君

理事 牧島かれん君

理事 宗清 皇一君

理事 山田 美樹君

理事 岸本 周平君

理事 階 猛君

理事 日吉 雄太君

理事 石井 啓一君

理事 青山 雅幸君

井林 辰憲君

津島 淳君

末松 義規君

伊佐 進一君

穴見 陽一君

石崎 徹君

勝俣 孝明君

金子万寿夫君

國場幸之助君

田野瀬太道君

武井 俊輔君

西田 昭二君

本田 太郎君

宮澤 博行君

山田 賢司君

海江田万里君

櫻井 周君

野田 佳彦君

森田 俊和君

清水 忠史君

政府参考人
(内閣官房内閣審議官)

政府参考人
(内閣官房内閣審議官)

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人
(内閣府沖繩振興局長)

政府参考人
(金融庁総合政策局長)

政府参考人
(金融庁企画市場局長)

政府参考人
(金融庁監督局長)

政府参考人
(総務省大臣官房総括審議官)

政府参考人
(総務省自治税務局長)

政府参考人
(法務省大臣官房審議官)

政府参考人
(外務省大臣官房審議官)

政府参考人
(財務省大臣官房総括審議官)

政府参考人
(財務省主税局長)

政府参考人
(財務省国際局長)

政府参考人
(国税庁次長)

政府参考人
(経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人
(中小企業庁事業環境部長)

政府参考人
(財務金融委員会専門員)

委員の異動

四月二日

能登 靖君

二宮 清治君

黒田 岳土君

原 宏彰君

森田 宗男君

中島 淳一君

栗田 照久君

前田 一浩君

開出 英之君

竹内 努君

桑原 進君

神田 眞人君

矢野 康治君

岡村 健司君

田島 淳志君

藤木 俊光君

奈須野 太君

委員谷畑孝君が退職された。

同日

補欠選任

門山 宏哲君

高村 正大君

武井 俊輔君

同日

補欠選任

秋本 真利君

金子万寿夫君

西田 昭二君

同日

補欠選任

高木 啓君

高村 正大君

同日

四月九日

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

三月三十日

消費税率を5%に引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求めることに関する請願(長谷川嘉一君紹介)(第三五八号)

消費税率5%への引下げに関する請願(畑野君枝君紹介)(第三七五号)

は本委員会に付託された。

三月三十日

所得税法第五十六条の見直しを求める意見書(長野県諏訪市議会)(第一〇七八号)

所得税法第五十六条の見直しを求める意見書(徳島県議会)(第一〇七九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)
財政及び金融に関する件

○田中委員長 これより会議を開きます。
財政及び金融に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。
両件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官向井治紀君、内閣審議官能登靖君、内閣審議官二宮清治君、内閣府大臣官房審議官黒田岳土君、沖繩振興局長原宏彰君、金融庁総合政策局長森田宗男君、企画市場局長中島淳一君、監督局長栗田照久君、総務省大臣官房総括審議官前田一浩君、自治税務局長開出英之君、法務省大臣官房審議官竹内努君、外務省大臣官房審議官桑原進君、財務省大臣官房総括審議官神田眞人君、主税局長矢野康治君、国際局長岡村健司君、国税庁次長田島淳志君、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官藤木俊光君、中小企業庁事業環境部長奈須野太君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田中委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。國場幸之助君。

○國場委員 貴重な質問の機会をありがとうございます。
まず、新型コロナウイルスについて経済との関係についてお尋ねしたいと思います。

新型コロナウイルスによりお亡くなりになった皆様方に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、感染され

なところですし、実態としても、これが非常に大きなインパクトになると同時に、ドイツにとりましては、やはりあそこは、第一次欧州大戦以来の一千三百二十億マルクという例のあの天文学的な賠償金のおかげでインフレを、ハイパーインフレをきわめた国だという思い出がある国でもありませんので、極めてこの種の話に厳しい国なのではありますけれども、そのドイツをしても今回はどういふことになってきたというのが正直な印象です。

いずれにしても、こういった財政というものをきちんとしておかないと、いざというときに、今回、イタリアはほとんど何にもできない形になっておるといふ事態等々を踏まえますと、極めて財政のあれは大事なところであつて、最近よく、モダン・マネタリー・セオリーとか、わけのわからぬセオリーをいろいろ言っている方もいらつしやるのは知らないわけではありませぬけれども、私もどもとしては、国際社会の中においてきちんとして信頼の置ける、そういった財政をやるといふ心構えはきちんとして続けなければならぬところだと思つておられます。

○野田(佳)委員 ドイツは、平時に戻れば、もともと憲法で財政均衡をうたつておられるわけですから、そのルールに戻ると思ひます。EUも、あの三%ルールに戻ると思ひます。戻るべきルールがありますね。日本はないんですよ、残念ながら。そこが心配なんです。このまま野方図に財政規律が緩んだままになっていくのではないかと。

今回の国債発行は、日銀の財政ファイナンスが前提であるかのように、何となくマーケットも不感症になっておられます。私は、政府も不感症になつておられるのではないかと心配なんです。

このことについてお聞きしたいのと、もう時間がないので、私は、今回はやはり財政出動はすべきでありますし、赤字国債はやむを得ないんです。一方で、日本のような国は、その後の、財政がおかしくなつたときの警報装置をあわせてつくるといふことをやつておかなきゃいけないと思ひます。

その一つは、これはもう私のざんげですけども、二〇一二年に、当時は私も与党だったんですが、野党自民党の強烈な抵抗で、特例公債法がずっと成立しないまま十一月までいつたんですよ。あのとき、予算では赤字国債が三十八兆入つていたので、三十八兆を使えないで地方交付税も出せないといふ詰まりました。こんなことを毎年やつていたら、この国はだめだし、総理は一年交代だと思ひましたから、最後は三党で、特例公債、毎年審議するやつを三年間は猶予すると。その後、五年になりましたね。これは、財政規律をその後の政権も守つてくれるという前提だったんですよ。古本さんなんて多分反対しました、あのころは。だけれども、残念ながら、これがとれた分、それで二〇二〇年度まで続いているわけですよ、これ。

特例公債は従来どおりに戻して、少なくとも、今、マーケットが不感症になつておられます、日本の国債市場は。せめて国会が警報装置を鳴らすためにも、特例公債発行のたびに国会で審議するというルールに私は戻すべきだと、ざんげを込めて申し上げたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 これはおっしゃるとおり、あのときは十月か十一月くらいまでいわゆるこの法案が通りませんでしたので、えらい騒ぎになつた、おっしゃるとおりになつておられるんですが、少なくともあれで、地方公共団体を含めましていろいろな支障が出てきたので、三党合意で、平成二十四年から二十七年まで、四年間というようにとさせていただいたんですが、現行の特例公債法においても、引き続き特例公債を發行せざるを得ないという状況にあることを踏まえて、これは、三党でお決めたいたいた枠組みを引き続いて、授權期間を平成二十八年から二〇二〇年度まで、二〇一六年から二〇二〇年度までの五年間にさせていただきますんだと思つておられます。

いずれにしても、こういったような期限が切れる来年度以降の取扱いを考えないかぬということになつておられるんだと思ひますけれども、現時点

で、今方針を決めているわけではありませぬけれども、いろいろな言われたような経緯は間違いない、そういう経緯でこうなつてきたというのがこれまでのであれです、今後ともこれは検討していかねばならぬ、大事な歯どめの一つにはなり得るものだと思つておられます。

○野田(佳)委員 時間が来ました。質問を終わります。ありがとうございました。

○田中委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。四月七日に閣議決定されました政府の緊急経済対策の考え方について確認をさせていただきたいと思ひます。

経済対策の考え方に示されているのは、「感染症拡大の収束までの間、雇用・事業活動・生活を守り抜き、危機をしのぎ切る」と書かれております。この意味は、世界経済が直面している戦後最大ともいへば危機で、中小・小規模事業者やフリーランスを含む個人事業主などを決して破綻させない、倒産させない、そのためにあらゆる手段を尽くすということなんでしょうか。

○麻生国務大臣 これは、先日、四月の七日に決定をさせていただいた緊急経済対策におきまして、事業の継続を強力に支援すべく、中小・小規模事業者の資金繰りに万全を期すこととしておられる、これは書いてあるとおりであります。

具体的にはということだと思ひますが、これは、金融機関によります融資についても実質無利子無担保とすることができると創設するということに加えて、これまでであります日本政策金融公庫等々の特別貸付制度などの融資枠を拡充する、また、同じく公庫などの保証つきというものの民間融資の既往の債務、今やつております債務の借りかえを可能とする、また、総額四十五兆円規模の金額になります金融支援等々によつて、質、量ともに万全の金融措置をとるなどということをしていただいた上で、肝心なことは、資金繰りが今一番問題になつておられますので、これまでの

政策が行き渡るようにすることを考えるということとであります。

これをもとにして、三月の六日と十六日に二度にわたつて、官民の金融機関に対して、事業者の実情に応じた対応に万全を期すようにということに要請をさせていただき、先日、総理からも、官民の金融機関に対して、支援策の積極的な活用、貸付条件の変更に係る迅速かつ柔軟な対応、迅速な融資実行などをお願いをさせていただいたところであります。

基本は、事業者の資金繰りに支障が生じることがないように、これが一番。これがありませんと、そこに雇われておられる雇用者の生活がとまりまうので、まずは事業者をきちんとして、維持ということを目先に置きませんと、これが終わつた後、V字回復をやるべきとき、底が抜けていたら話になりませんから、ここはきちんとして形を事業を継続できるようにする、それに伴つて雇用を確保する、この二点が優先順位が一番、二番だと思つておられます。

○清水委員 その中で、中小・小規模事業者や個人事業主、またフリーランスの支援について伺いたいんですけれども、緊急事態宣言が発出されて、営業の自粛を求められても、例えば事業者からは、収入がなくなつて生きていけない、こういう声がありますし、今月の家賃など固定費すら払えないといった悲鳴が上がつておられます。

実は、現在も営業を続けている東京都内の立ち飲み店の経営者がこう言つておられます。緊急事態宣言が出されているのに何をしていますんだとお叱りの言葉を受けることもあるが、補償がないまま店を閉めるわけにはいかない、こつちにも生活がある、日銭がなければ家族を養えない、こういう苦しい心情を吐露されておられます。

七都府県の知事も、イベント中止や事業活動の休止で損失をこうむつた事業者に対して、やはり国が補償するべきだと、休業補償を求めておられます。それで、大臣にお伺いしたいんですが、なぜ

心して休業できるだけの補償をする、この措置が今回でできなかったらどうか。御説明いただけませんか。

○麻生国務大臣 事業者への自粛要請ということによって生じまわゆる個別の損失というのをそれぞれ補償するという考えについては、これは、自粛要請の対象になっている事業者が仮に支援できたとしますよ。しかし、その取引先とか、そこに売上げが、発注をしている人たちの減について、これは甚大な影響が生じているんだと思いますけれども、その他の事業者に対しては支援が全く届かないということになりますね、これはわかりませんから。

商売をしているとこういうのはすぐわかってもらえるんじゃないかと、商売をしていると、物を買ったり売ったりする、この売手前のこと、物を仕入れて売って売手前だから、この仕入れに対して、それをとめることになりませんか、それから被害が出るということに対して、それを補償するというのを意味しますよ、幾らというのは、これはなかなかはかれないということだと思っております。

また、一般論としても、損失補償という考え方を多分先生は言っておられるんだと思うんですけども、この損失補償という観点からいいますと、これはなかなかそんな簡単な話ではないので。

普通、損失補償というと、一番簡単に出てくるのは多分土地の収用法だと思いませんか。これが損失補償が一番よくはつきりした形で出てくるんだと思うんです。法律で定められた基準によって、例えば県のためにとか市のためにという公共の利益のために、いわゆる特定の財産、清水さんなら清水さんの持つという土地の一部ということを強制的にとられるという、侵略される、侵される、いろいろな表現がありますけれども、そういう場合に、それが特定の財産がとられるということに関して、これは営業等に対して、それだけ土地がなくなりますので、その損失補償というの

は、これまで土地収用法等でよく理解できるところですけれども。

営業自粛というような損失補償については、今申し上げたような理由で、結構これはなかなか難しいんだと思っておりますので、私どもとしては、少なくとも、そういった事業者の世帯を対象として、大胆な支援策等々によって支援をさせていただくという方法でやらせていただくと思っております。

○清水委員 恐らく、今の麻生大臣がおっしゃったのは、例えば居酒屋ならば、そこにお酒を納品している酒屋さんとかあるいはおしほりのリースをしている業者だとか、そういうところの被害でなかなか補償できないじゃないかという意味でおっしゃられたと思うんですけれども、私はそういうところが対してもしつかり補償していくということが大事だと思っております。

実は、国内でも、静岡県御殿場市が、市内の自営業者、スナック、バー、クラブ、約二百店舗あるそうなんです、自粛要請と同時に最高で百万円までの補償を市独自で行うと発表されたことがえらい話題になっていまして、事業者からも、これなら安心して休業できる、感染拡大防止にも役立つ、こういう声が上がって、歓迎されております。

やはりこのままでは、休まないといけないと思いが生活の糧がなくなるといって、結局、雇用、事業活動、生活を守り抜き、危機をしのぎ切るといっていますが、しのごことができなくなってしまう。資金繰りのお話もされましたが、実際、日本政策金融公庫、例えば大阪の窓口では、申請してから面談ができるのは二週間後なんです。貸付けの決定には一カ月かかるといって、現場も努力されているんですけれども、その間どうやって生活しようかということでも苦しんでおられるわけなんです。

自粛と補償はセットで、この声が大きく上がっております。そのことが感染拡大防止にもつながるといことは先ほど述べました。改めまして、

休業補償、損失補償等、大胆に、そして迅速に、この御殿場市のように頑張っているとところもある、自治体に任せるんじゃないかとやはり国がしっかりとこれを補填していただくことを求め、次の質問に移りたいと思っております。

緊急経済対策の税制措置の項目について、国税庁に伺いたいと思っております。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、無担保かつ延滞税なしで一年間納税を猶予する特例を設けるということですが、その制度の目的について簡単に説明していただけますでしょうか。

○矢野政府参考人 お答えを申し上げます。現在、イベントの自粛要請ですとか、あるいは入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の方々の収入が減少しているという状況にござい

ます。こうした状況を踏まえまして、手元資金を事業継続のために回していただけるように、足元の収入が前年に比べて二〇%以上減少した事業者を対象として、御指摘のとおり、無担保そして延滞税なしで一年間納税を猶予するという特例を設けることとするものでございます。

○清水委員 実は、三月二十四日の当委員会でも、私は、この納税猶予について思い切って延滞税を免除するなどの措置が必要ではないか、こう求めたわけですが、そういう施策を今回とっていただくということですね。午前中の質疑で麻生大臣も、今回の税制措置で当面の資金繰りが支援につながると答弁されておりましたが、そのとおりのことだと思います。

先ほど、大門先生に褒められたというお話もされておられたと思うんですが、大門先生からも批判ばっかりしたらだめだ、麻生大臣がしっかりと頑張ってくれたらちゃんと評価するように、こういうふうにも言われておりますので、そのことも申し述べておきたいというふうに思います。

とりわけ、中小零細業者にとって有効な対策だと思っております。やはり資金繰りに困っている事

業者は、法人税はもとより消費税などの納税の資金をとりあえず運転資金として使うことができれば、新たな制度融資の借入れが始まるまでの間、回していくというところがあると思っております。確認したいんですが、法人税と所得税のほか、消費税、それから社会保険料などもこうした納税の猶予の特例の対象となっていると思うんですが、その対象について紹介していただけますでしょうか。

○矢野政府参考人 お答えいたします。今般の納税猶予の特例につきましては、委員御指摘のとおり、法人税や所得税のほか、消費税、相続税など、ほぼ全ての国税が猶予の対象となると考えております。

なお、所管外でございまして、今御指摘ありましたので、地方税につきましても、総務省の所管でございまして、条例というものがございまして、結果的には、国税と同様の措置を講じられることになると思っております。

それから、社会保険料につきましては、法制上、国税徴収の例によるということ、自動的に国税と同じことになるという扱いになってござい

ますので、その法体系のもとでは、直結した形で猶予が行われると承知しております。

○清水委員 納税猶予の特例の条件について確認したいんです。

令和二年二月から納付期限までの一定の期間において収入が大幅に減少した場合の適用を条件としている。前年同月比、同期比おおむね二〇%以上の減、こういうふうなこの特例の条件はなっていると思っておりますが、例えば、一七%減ったとか一八%減ったとか、こういう場合は、この特例の対象にならないのでしょうか。何とかそこをちよつと検討していただけたらと思っております。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。また法案を提出してございまして、詳細をお答えするのなんですけれども、今委員がおっしゃいましたとおり、前年同月比でおおむね二〇

%以上の収入の減少ということを一つの要件にしようと考えております。要件はそれだけではございませんけれども、おおむね二〇%ということですので、リジッドに二〇、しゃくし定規に二〇ということとは考えておりません。

基本的に、二〇はどこから来たかといえ、政策金融におきましての中小企業向けの実質無利子無担保融資の条件が売上高が二〇%減少という考え方がございますのと、それから、リーマン・ショック直後の企業の四半期別の売上高が最大で二〇・四%減ったという実績がある、このあたりを捉まえての数字でございます。

これから制度設計でございますけれども、実際の基準の適用につきましては、現に収入の減少が二〇%に満たないことのみをもつて一概に特別の適用が否定されるのではなく、個々の納税者の置かれた状況を踏まえつつ、適切な運用が行われるものと考えております。

清水委員 ぜひ柔軟な対応をお願いしたいんです。

それで、今ちょうど矢野さんが、特別利子補給制度の適用条件についても答えられました。この特別利子補給制度の適用条件、個人事業主、これはフリーランスも含むんですが、これは要件がない。

借入れ時のときの条件が五%マイナスのため、実売上高は五%減少しているということが条件になるかと思いますが、小規模事業者の場合は売上高が一五%減少していること、そして、今、矢野さんおっしゃられましたように、中小企業の場合は売上高が二〇%減少、こういうふうになつていられるんですね。中小企業は、規模の小さい事業者に対してもきめ細かい対策をこのようにとっておられるわけです、五パー、一五パー、二〇パーあるいは要件なしという形でですね。

また、現場の経営者や税理士などの皆さんのお話を聞きますと、それぞれの条件について同じようにしてもらえれば、書類をつくるための申請者の負担も大幅に軽くなるというメリットも考えられる、こういうふうな声が上がっております。

この際、緊急事態でございますので、この納税猶予の特例も特別利子補給制度に倣って同じ条件にして、申請の手続を簡単にすること、まあこれから法案が出るということですから、まあ検討していただけないでしょうか。

矢野政府参考人 お答えいたします。

納税の猶予につきましては、御指摘のとおり、特別利子補給制度というのが別途ございますけれども、これは異なつて、大企業も含めまして、全ての納税者を対象にしたものとなつておりまして、課税の公平性ということにも配慮し、また、申請や審査手続の簡略化を図るといふ観点から、一律におおむね二〇%減少という基準を置くことを今のところ考えております。

一方、今委員御指摘のように、さまざまな支援制度がある中で、申請に係る国民の負担を極力軽減すべきという点は政府・与党の中でも議論があつたところでございまして、そうした観点から、納税の猶予の特例の申請に当たりまして、融資の申込みの際に利用された書類で収入の減少割合が確認できるものがあれば、そのコピーを活用するなど、柔軟な対応が図られるように工夫をしております。

清水委員 最後に質問したいと思ひます。

今SNS上では、やはり自粛と補償はセットだろというハッシュタグがたくさんツイートされてるわけなんです。その点では、資金繰りとあわせて、今質疑をさせていただいた納税猶予の特例、これをより、希望する事業者の方々が柔軟に円滑に活用することができるよう、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思つております。

そのSNSの中でこういう投稿を読みまして。収入がゼロになつたのでコロナ収束のめどがつかずまで去年の所得税を分納することができないか税務署に相談に行った、そうしたら何と言われたか。職員から、それはお勧めしません、先延ばしするとほかの納税と重なつてきつくなりますよ、あなたはイベント業の発注がないようですが、家に閉じこもらず外に出れば仕事たくさんあります

よ、こういうふうに言われたと。外出を自粛をしている中で外へ出て仕事を探せ、イベント業者さんがこう言われたということなんです。

これはSNSの投稿ですから、これがそのまま事実かどうかはわかりませんが、今回の納税猶予の特例措置に従えば、税務署が、納税の猶予をためらわず、話を、あなたの場合は納税猶予の特例を活用することができるといふことですか、こういうふうにはやはり丁寧に対応することが必要で、納税できないんだつたら働け、猶予はするなというふうな、こういうちよつとしゃくし定規な対応というのはしないということを確認できましかね。

田島政府参考人 お答え申し上げます。

この場でも御答弁申し上げておりますが、現在でも、この猶予制度の適用に当たりましては、納税者の置かれた状況や心情に十分配慮し、迅速かつ柔軟に対応するように、全国の税務署に指示をしております。

そういった取扱いにつきまして、今後も徹底してまいりたいと考えております。

清水委員 ぜひ、多くの中小企業、小規模事業者、飲食業、フリーランスの皆さんの暮らしを守り切つていただく、そういう強い決意で臨んでいただくことを求めまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

田中委員長 次に、青山雅幸君。

青山雅幸委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。

本日も貴重な質問の機会をありがとうございます。

早速です。私は、コロナ対策関連の政策というのは、基本的には全てが終息するまでの間は感染拡大防止策だと思つておられるんですね。

イギリスのジョンソン首相が、幸いにして病気が大分回復されてこられたようだけれども、イギリスの全家庭に手紙をお書きになつて、その内容は、要は感染拡大防止のために家にいてくださ

いということとを真摯に訴えられるものでございまして。非常に胸を打つものであつたわけですね。

なぜこの話をするかという、私は、政府の今までおとりになつておられる対策というのは、非常に的を得ているものだと思つておられるんですね。ところが、これが余り評判がよくない。それはなぜかという、感染拡大防止のためにやつておられるんだよと、国民の皆様がそれをきちんと伝え切れていない。言つてみれば、仏つて魂入れずのようなことになつておられるんですから、誤解が多かつたり、あるいはわかりにくかつたりして、せつかくの政策が生きていない、そういうふうにおもひます。

ですから、その観点でお伺ひいたします。

まず、例えば、検査についても一つの例なんですけれども、自宅待機あるいは施設での待機をお願いする。そのときに、お願いするだけで何の支援もない。なので、公共交通機関が使えない、迎えない人は歩いていかなきゃいけない、あるいはホテルまで歩いていかなきゃいけない、あるいはホテルも自分で探さなきゃいけない。本当に待機してもらいたいと思つたら、こんな扱い、絶対するわけないですよ。同じことが布マスク配付にも言えると思ひます。

私、これは非常にいい政策だと思つておられます。ちょうど布マスクを配付すると発表されたころに、アメリカのCDCでもそれまでの見解を改めて、布マスク、感染拡大、飛沫拡散の防止効果があつてお勧めであると。それまで非常に否定的だったトランプ大統領でさえも、自分はずつけないけれども国民には勧める、こういうようなことまで言つて、世界の動きが、それまで布マスクなんか何の効果もないんだというのが、非常に効果があるんだ、こういうふうには、ちょうど布マスク配付を発表された次の日あたりから大きく報道され始めておられるわけですね。

ところが、今回、ひどいものなど、SNSの声をみると、布マスク二枚が経済対策であると。諸